## 新型コロナウイルス県内感染のまん延防止に係る県の取組方針

新型インフルエンザのまん延防止に係るガイドラインにおいては、国又は都道府県が「緊急事態宣言」を出した場合にはじめて不要不急の外出や施設利用の自粛を要請することとなっているが、現在はその段階には至っていない。

しかしながら、全国各地で、新型コロナウイルスへの感染が拡大し、国の専門家会議が、不要不急の外出や集まりを自粛するよう呼びかけている状況の中、県として、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、まん延防止に向けて次の方針で取り組む。

#### 1 県主催の会議、研修、イベント、訓練

多数の参加が見込まれ、人が密集した状態で長時間を過ごす場合には、感染の拡大につながる可能性がある。

不要不急のイベント等については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中 止、代替手段への切り替えを検討する。

試験や講習会など、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させたうえで実施する。

(中止、実施方法を変更する例)

会議 → 電子会議への切替え又はメールによる資料送信・情報共有 文化・スポーツ・啓発イベント、訓練 → 規模の縮小、時間の短縮、 中止、延期

※ 共催事業の場合は、共催団体と丁寧に調整のうえ、県主催に準じて対応。 共催団体との調整で実施する場合は、上記の感染防止を徹底する。

#### 2 県職員の勤務等

### (1) 出勤

業務に支障がない範囲で、以下の制度の利用を柔軟に検討する。

- 拡大時差出勤
- ・テレワーク(在宅勤務・サテライトオフィス)
- ※ 厚生労働省の相談・受診の目安に基づき発熱等の風邪症状が見られる など出勤を控えるべき職員や、濃厚接触者又はそれが疑われる職員等で 業務の遂行に支障がないと認められる場合であって、所属長が指定する

職員については、在宅勤務実施要領(第3次トライアル)第4条に定める 登録手続及び第8条第2項に定める実施回数に関わらず、テレワーク(在 宅勤務)を利用することができることとする。

# (2) 適切な相談・受診

厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、次のとおり留意する。

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、休暇を取得するなど外出を控える。
- ・風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合などは、「帰国者・接触者相談センター(以下「相談センター」)」に相談する。
- ・糖尿病等の基礎疾患がある方や透析を受けているなど重症化しやすい方、 妊婦の方などは、発熱等が2日程度続く場合に相談センターに相談する。
- ・相談センターから受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関の 受診を控える。
- ・医療機関を受診する際はマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを 徹底する。
- ※ 詳細は、別添厚生労働省パンフレット参照